

一般社団法人 Work with Cancer 定款

令和八年六月十日改定

第一章 総 則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人 Work with Cancer と称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都中央区に置く。

(目的)

第3条 当法人は、がんの治療を継続しながら就労する人を中心として、治療と仕事の両立に課題を有する人が自分らしく働き続けることができる社会の実現に寄与するため、当事者起点の調査研究、企業との連携、政策対話及び信頼できる情報発信を通じて、治療と就労の両立を支える企業制度、政策及び社会的情報環境の整備を図ることを目的とし、次の事業を行う。

- (1) 患者、就労者その他当事者の学習、交流、コミュニティ形成及び一般的な相談支援
- (2) がん治療と就労の両立に関する実態調査、研究、データ収集、分析並びに報告書等の作成及び公表
- (3) 患者、就労者、家族、企業、医療機関その他関係者に関する事例収集、知見整理及びナレッジの蓄積
- (4) 企業における両立支援制度の企画、設計、導入及び運用改善に関する助言、モデル事業、ガイドライン策定、研修並びに講演
- (5) 国、地方公共団体、公的機関、医療機関、教育研究機関その他関係団体との政策対話、提言、会議、公開イベント等の企画及び実施
- (6) 患者、就労者、企業、医療従事者その他関係者に対する情報提供、啓発、出版、ウェブサイトその他各種メディアによる発信及び監修
- (7) 寄附金、助成金、協賛金、会費その他の資金の募集、受入れ及び管理
- (8) 前各号に附帯又は関連する事業

(公告の方法)

第4条 当法人の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載する。

第二章 社 員

(入社)

第5条 当法人の目的に賛同し、入社した者を社員とする。

2 社員となるには、当法人所定の様式による申込みをし、代表理事の承認を得るものとする。

（経費等の負担）

第6条 社員は、当法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。

2 社員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

（退社）

第7条 社員は、いつでも退社することができる。ただし、一か月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

（除名）

第8条 当法人の社員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をし、又は社員としての義務に違反するなどの除名すべき正当な事由があるときは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第四十九条第二項に定める社員総会の決議により、その社員を除名することができる。

（社員の資格喪失）

第9条 社員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- （1）退社したとき。
- （2）死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- （3）三年以上会費を滞納したとき。
- （4）除名されたとき。
- （5）総社員の同意があったとき。

第三章 社員総会

（開催）

第10条 定時社員総会は、毎年三月に開催し、臨時社員総会は、必要がある場合に開催する。

（招集）

第11条 社員総会は、理事の過半数の決定に基づき代表理事が招集する。

2 社員総会の招集通知は、会日より一週間前までに社員に対して発する。

（決議の方法）

第12条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

（議決権）

第13条 社員は、各一個の議決権を有する。

（議長）

第14条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、当該社員総会において、議長を選出する。

（議事録）

第15条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、議長及び出席した理事がこれに署名又は記名押印する。

第四章 役員

（役員）

第16条 当法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 三名以上八名以内
- (2) 監事 必要に応じて設置

2 理事のうち一名を代表理事とする。

（選任）

第17条 理事及び監事は、社員総会の決議によって社員の中から選任する。ただし、必要があるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。

2 代表理事は、理事の互選によって定める。

（任期）

第18条 理事の任期は、選任後二年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後四年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

3 任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

（理事の職務及び権限）

第19条 理事は、法令及びこの定款の定めるところにより、その職務を執行する。

2 代表理事は、当法人を代表し、その業務を統括する。

（監事の職務及び権限）

第20条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（解任）

第21条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事の解任の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の三分の二以上に当たる多数をもって行わなければならない。

（報酬等）

第22条 理事及び監事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

第五章 計算

（事業年度）

第23条 当法人の事業年度は、毎年四月一日から翌年三月末日までの年一期とする。

（事業計画及び収支予算）

第24条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、直近の社員総会において承認を受けるものとする。これを変更する場合も、同様とする。

（剰余金の分配の禁止）

第25条 当法人は、剰余金の分配を行わない。

（特別の利益の供与の禁止）

第26条 当法人は、その事業を行うに当たり、特定の個人又は団体に対し、寄附その他の特別の利益を与える行為を行わない。

第六章 解散及び清算

（解散）

第27条 当法人は、一般法人法第百四十八条各号に掲げる事由により解散する。

（残余財産の帰属）

第28条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、国若しくは地方公共団体、公益社団法人若しくは公益財団法人又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第五条第二十号イからトまでに掲げる法人に贈与するものとする。

第七章 附 則

（最初の事業年度）

第29条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和九年三月末日までとする。

（設立時の役員）

第30条 当法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

設立時理事 佐野 翔一郎

設立時代表理事 佐野 翔一郎

（設立時社員の氏名及び住所）

第31条 設立時社員の氏名及び住所を定める。

※ 本掲載版では、個人情報保護のため本条の記載内容を省略しています。

（法令の準拠）

第32条 この定款に定めのない事項は、全て一般法人法その他の法令に従う。

附 記

この定款は、令和八年四月九日に作成され、令和八年六月十日開催の臨時社員総会の決議により第十六条第一項第一号を変更し、第二十五条から第二十八条までを新設し、あわせて附則の条数を繰り下げる変更をし、同日から効力を生じたものである。

令和八年六月十日

一般社団法人 Work with Cancer
代表理事 佐 野 翔 一 朗

本書面は、当法人の定款のうち、個人情報にあたる記載(第三十一条の設立時社員の住所等)を省略した掲載用のものです。定款の全文は主たる事務所に備え置いており、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第十四条に基づき、社員及び債権者の方は、当法人の業務時間内にその閲覧及び謄本の交付を請求することができます。助成金申請等で全文の写しが必要な場合は、当法人までお問い合わせください。
